

流山市

パートナーシップ・ ファミリーシップ 届出制度

NAGAREYAMA CITY
Partnership & Familyship

2024年
2月1日スタート

1月25日から予約を
開始します

流山市では、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、
パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度を開始します。



流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出制度とは

性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップの関係にあることを市に届け出ることができる制度です。

また、お二人に子どもや親がいる場合、あわせてファミリーシップの届出もすることができます。

この制度は、法律に基づく婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生じるものではありませんが、流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例第6条第5項に規定する「多様な生き方を選択できる環境づくり」の一つとして行うものです。

■パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係をいいます。

■ファミリーシップ

パートナーシップの関係にある者双方及びその一方の子又は親が家族として尊重し協力し合う関係をいいます。

市民・事業者の皆様へのお願い

本制度の対象となる方々は、互いの関係性への理解が得られないことで、生活する上での制約や差別を受けるなど生きづらさを感じている場合があります。

そこで、市では、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、事業者や関係団体と連携しながら、多様な生き方を選択できる環境をつくりたいと考えています。制度の趣旨を御理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、御協力をお願いいたします。



市ホームページ

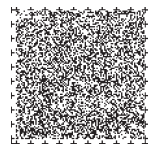
お問い合わせ先

流山市企画政策課男女共同参画室

〒270-0192 流山市平和台 1-1-1

TEL : 04-7150-6064 FAX : 04-7150-0111

Mail : danjokyoudou@city.nagareyama.chiba.jp



Uni-Voice

届出対象者

届出をされる方は、次の要件を全て満たす必要があります。

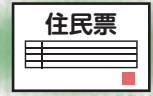
- ✓ 成年であること
- ✓ 双方又は一方が流山市民、または、流山市へ転入予定であること
- ✓ 双方とも、婚姻していないこと
- ✓ 届け出る方以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- ✓ 民法で規定する婚姻できない者同士でないこと
※ただし、同性間でパートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士は届出可能。
- ✓ ファミリーシップの届出の場合は、双方又は一方に子又は親がいること

必要書類

① パートナーシップ・ファミリーシップ届出書



② 住民票の写し



③ 戸籍全部事項証明書等



④ 本人確認書類



⑤ ファミリーシップの届出の場合は、子又は親であることを証明する書類



届出の流れ

① 届出日の予約

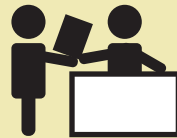


届出希望日の原則1週間前（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）までに、電話またはメールで連絡をしてください。届出の日時、場所の調整を行います。

予約受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）
※メールは24時間受け付けますが、受付時間外に届いたものは翌日以降に連絡します。

② 届出書の提出




予約した日時に必要書類を持って、必ず、届出をしようとするお二人でご来庁ください。職員が本人確認を行い、必要書類と届出要件を満たしているかを確認します。

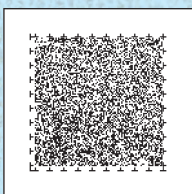
③ 届出受理証明書等の交付



後日、届出受理証明書、届出受理証明カードを交付します（交付までに1週間ほどお時間がかかります）。届出書提出の際に交付日を調整します。郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、切手を貼った角形2号封筒を届出書提出の際にご持参ください。

パートナーシップ・ファミリーシップ 届出受理証明カード

 第 号			
流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード 流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第6条の規定により、届出がなされ、これを受理したことを証明します。			
届出日	年月日	交付日	年月日
本人住所	パートナー住所		
氏名	氏名		
	年月日生		年月日生
流山市長 井崎 義治			



Uni-Voice

